

名誉会員推薦に関する細則

第1条 定款第6条の規程による名誉会員の推薦は、この細則による。

第2条 名誉会員の選考は、各支部長および会長、副会長、理事からの推挙に基づき、理事会においてその当否を審議し、その結果を定時評議員会に報告して承認を得るものとする。支部長による推挙は支部評議員会の決議を経て行うものとする。

第3条 被推薦者は、原則として定年退職した者または65歳以上の者で以下のいずれか1つの条件を満たす者の中から、本学会の発展に著しく貢献した実績を、総合的に勘案して決定する。

(1) 学会会員として25年以上の会員歴を持ち、会長経験者でかつ副会長、常置委員会委員長および特設された委員会の委員長、理事、支部長のいずれかとして学会に貢献した者

(2) 本学会会員として25年以上の会員歴を持ち、副会長、常置委員会委員長および特設された委員会の委員長、理事、支部長などの経歴が通算して15年以上の者で、学会に対する貢献が著しい者

第4条 前項の規定に関わらず、理科教育に関する研究もしくは学会の運営に対して特記すべき貢献をした者を推薦することができる。

附 則 平成27年7月1日制定

附 則 平成29年3月18日改定